

明日もまた、荷物を運んでもらうために！

重 要 な お 知 ら せ

今、トラック事業者は、事業存続のためにドライバーの労働時間の短縮を迫られています。そして、その実現のためには荷主の皆様のご協力が不可欠です。物流の停滞は、荷主の皆様にとっても大きなダメージになります。トラック事業の存続のためにも、以下の取組・法改正にご理解、ご協力をお願いします。

① 取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

全国で2年間実施したパイロット事業の集大成です。荷主とトラック事業者が取引環境の改善のために、どのように建設的に取りくむべきか、具体例を紹介しながらわかりやすく解説したものです。事例集は品目別、都道府県別、取組別などでまとめています。



荷主と運送事業者の

取引環境と長時間労働の改善に向けた

ガイドライン



このガイドラインの説明会(セミナー)を開催します！

2月19日(水) 13:00～ トークネットホール仙台(仙台市民会館)

② 「ホワイト物流」推進運動のご案内と参加のお願い

運動の趣旨と自主行動宣言事項に合意し、賛同表明いただくと、「ホワイト物流」賛同企業としてサイトで公表され、企業のイメージアップを図れます。(令和元年10月末日現在604社の皆様に賛同いただいております)

「ホワイト物流」推進運動の

ご案内と参加のお願い

荷主企業と物流事業者が相互に協力し、物流を改善していきましょう



③ 貨物自動車運送事業法の荷主関連の改正

トラック運送事業者に法令違反の原因となるおそれのある行為(違反原因行為)をしている荷主に対して、国土交通大臣が「勧告・公表」等を行うことになりました。

さらに、この規定は令和元年に改正・拡充されました。

荷主の皆様へ… トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！

荷主の関与の判断基準を明確化するとともに、荷主へ早期に通知する新たな仕組みを2019年7月1日から開始

拡充部分

違反行為

2) (過労運転防止措置義務違反) 0日 国土交通省告示第13号

罰則: 罰金10万円以内 (150時間以内1週間2回以内)



④ 貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正

取引環境改善の資料とするため、また荷主の「違反原因行為」がないか確認するため、ドライバーが荷役作業や附帯業務を行った場合、「乗務記録」の記載対象となりました。

令和元年6月15日から、ドライバーが荷役作業や附帯業務を行った場合、当該作業は、「乗務記録」の記載対象となります

※「乗務記録」は法令に基づきトラック運送事業者が記録及び保存することが義務付けられています

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正な労働環境の確保

積み込み 取卸

